

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	介護保険事業の取扱い	関係項目
調 整 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険事業計画については、合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画（平成18～22年度）は平成17年度に新市において策定し、平成18年度から運用する。 2. 介護保険料については、合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、統一した新たな保険料は、第3期介護保険事業計画の策定で見直し、平成18年度より適用する。 3. 介護保険料の納期等については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統一する。 4. 各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から鷹巣町の例により合併時に統一する。 5. 介護認定審査会については、合併時まで調整を図る。 	

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
介護保険事業計画 の策定	鷹巣町介護保険事業計画 ・現計画(第2期介護保険事業計画)期間 平成15年度～19年度 ・次期(第3期)介護保険事業計画 平成18年度～22年度	合川町介護保険事業計画 ・現計画(第2期介護保険事業計画)期間 平成15年度～19年度 ・次期(第3期)介護保険事業計画 平成18年度～22年度	森吉町介護保険事業計画 ・現計画(第2期介護保険事業計画)期間 平成15年度～19年度 ・次期(第3期)介護保険事業計画 平成18年度～22年度	阿仁町介護保険事業計画 ・現計画(第2期介護保険事業計画)期間 平成15年度～19年度 ・次期(第3期)介護保険事業計画 平成18年度～22年度	合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画（平成18年度～22年度）は、平成17年度に新市において策定し、平成18年度から運用する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	介護保険事業の取扱い	関係項目	
---------	------------	------	--

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
介護保険料 (年額・人数割合)	第1段階：基準額×0.40 (18,684円・2.0%) 第2段階：基準額×0.65 (30,372円・33.1%) 第3段階：基準額×1.00 (46,728円・48.8%) 第4段階：基準額×1.40 (65,412円・10.8%) 第5段階：基準額×1.65 (77,100円・5.3%) 基準額：3,894円	第1段階：基準額×0.50 (21,350円・0.9%) 第2段階：基準額×0.75 (32,030円・33.5%) 第3段階：基準額×1.00 (42,710円・51.9%) 第4段階：基準額×1.25 (53,390円・11.2%) 第5段階：基準額×1.50 (64,070円・2.5%) 基準額：3,559円	第1段階：基準額×0.50 (21,606円・1.1%) 第2段階：基準額×0.75 (32,409円・34.8%) 第3段階：基準額×1.00 (43,212円・51.3%) 第4段階：基準額×1.25 (54,015円・9.0%) 第5段階：基準額×1.50 (64,818円・3.8%) 基準額：3,601円	第1段階：基準額×0.50 (20,904円・1.2%) 第2段階：基準額×0.75 (31,410円・49.3%) 第3段階：基準額×1.00 (41,880円・39.4%) 第4段階：基準額×1.25 (52,350円・7.5%) 第5段階：基準額×1.50 (62,820円・2.6%) 基準額：3,490円	合併後の平成17年度までは 現行のとおりとし、統一し た新たな保険料は、第3期 介護保険事業計画の策定 (平成18年度～22年度)で 見直し、平成18年度より適 用する。
介護保険料納付 ・納期 普通徴収	全8期 第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月31日 第7期 1月1日～1月31日 第8期 2月1日～2月末日	全8期 7月1日～7月31日 8月1日～8月31日 9月1日～9月30日 10月1日～10月31日 11月1日～11月30日 12月1日～12月31日 1月1日～1月31日 2月1日～2月末日	全6期 4月1日～4月30日 6月1日～6月30日 8月1日～8月31日 10月1日～10月31日 12月1日～12月31日 2月1日～2月末日 (第1・2期は仮賦課)	全6期 4月1日～4月30日 6月1日～6月30日 8月1日～8月31日 10月1日～10月31日 12月1日～12月31日 2月1日～2月末日 (第1・2期は仮賦課)	鷹巣町・合川町の例により 合併時に統一する。(納期 は、7月から2月までの8 期とする。森吉町・阿仁町 の普通徴収の仮賦課は廃止 する。)

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	介護保険事業の取扱い	関係項目	
---------	------------	------	--

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
手数料 ・介護保険料納付証明 ・介護サービス利用料納付証明 ・介護保険料督促	(1件) 100円 (1件) 100円 (1件) 100円	(1件) 100円 (1件) 100円	(1件) 100円 (1件) 100円	(1件) 100円 (1件) 100円	鷹巣町の例により合併時に統一する。
介護認定審査会 ・審査会構成 ・委員報酬	合議体数：5合議体 委員定数：25人（医療13、保健5、福祉7） 6,500円/日	合議体数：4合議体 委員定数：20人（医療8、保健7、福祉5） 10,000円/日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 合川町、森吉町、阿仁町、上小阿仁村の4町村で共同運営審査会を構成。 </div>		合併時まで調整を図る。

介護保険のしくみ

介護保険制度は、市町村が保険者となって運営する。

保険給付対象サービス	サービスの内容
在宅サービス	
居宅サービス	
訪問介護	ホームヘルパーの訪問
訪問入浴介護	入浴チームの訪問
訪問看護	看護師などの訪問
訪問リハビリテーション	リハビリテーション専門職の訪問
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導
通所介護	日帰り介護施設(デイサービスセンター)への通所
通所リハビリテーション	介護老人保健施設などへの通所(デイケア)
短期入所生活介護	介護老人福祉施設への短期入所(ショートステイ)
短期入所療養介護	介護老人保健施設などへの短期入所(ショートステイ)
痴呆対応型共同生活介護	痴呆高齢者のグループホームでの介護
福祉用具貸与	車椅子、歩行器、特殊寝台などの貸与
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどでの介護
福祉用具購入費の支給	腰掛便座、入浴用椅子などの購入費の支給
住宅改修費の支給	手すり取付け、床段差解消などの費用の支給
居宅介護支援	介護(支援)サービス計画の作成など
施設サービス	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームへの入所
介護老人保健施設	医療的管理下での介護、機能訓練及び日常生活の世話などを行う施設(老人保健施設)への入所
介護療養型医療施設	介護職員が手厚く配置された病院(療養型病床群)などへの入院

介護保険の給付対象サービスは、大きく分けて「在宅サービス」と「施設サービス」の2つがあり、要支援認定を受けたものは「在宅サービス」(痴呆対応型共同生活介護を除く。)を、要介護認定を受けたものは「在宅サービス」と「施設サービス」のいずれかを自由に選択できる。

「在宅サービス」は、

訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護(老人福祉施設のショートステイ)、短期入所療養介護(老人保健施設等のショートステイ)、痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)、福祉用具貸与、特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム、ケアハウス)の居宅サービスがあり、その他、福祉用具購入費、住宅改修費、居宅介護(支援)サービス計画費(ケアプラン作成費)が支給される。

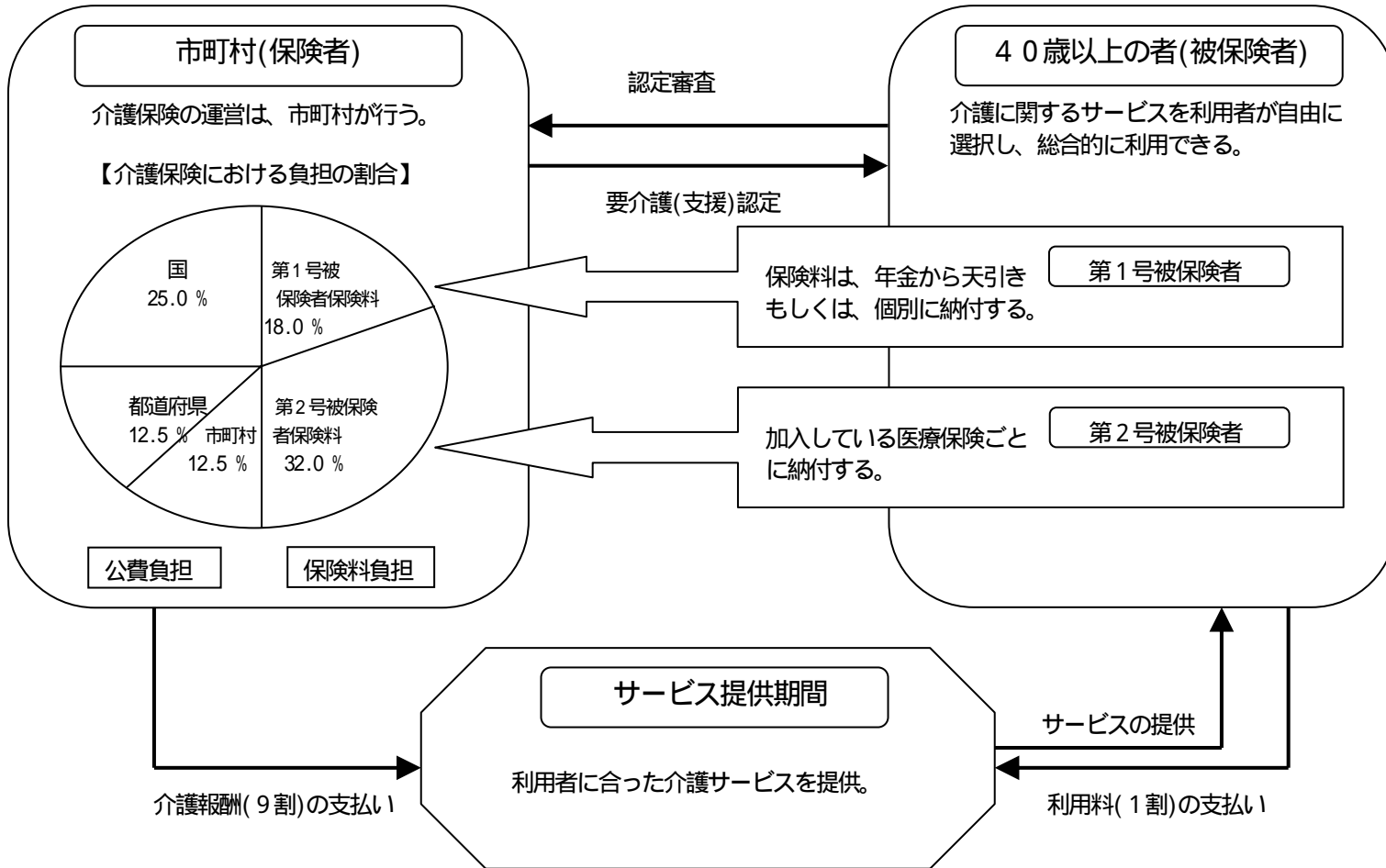
「施設サービス」は、

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型病床群)の3種類である。

給付割合は、基本的に9割であるが、居宅介護(支援)サービス計画費は、10割給付である。

介護保険料について

40歳以上の全員が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護サービスを利用できる。



内 容

1. 介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の方)
 {一般的な例}

所得段階	対象者の要件	保険料額 (基準額 × 標準割合)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 (介護保険法施行令第38条第1項第1号)	基準額 × 0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税 (介護保険法施行令第38条第1項第2号)	基準額 × 0.75
第3段階	本人が住民税非課税 (介護保険法施行令第38条第1項第3号)	基準額 × 1.00
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 (介護保険法施行令第38条第1項第4号)	基準額 × 1.25
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上 (介護保険法施行令第38条第1項第5号)	基準額 × 1.50

第2号被保険者(40歳から64歳までの方)
 保険料の算定方法は、加入している医療保険(社会保険や国民健康保険など)により異なる。

2. 納付方法

第1号被保険者(65歳以上の方)
 特別徴収 : 老齢退職年金額が年額18万円以上の方は、年金給付時に天引き。
 普通徴収 : 老齢退職年金額が年額18万円未満の方は、送付される納付書にて納付。

説明資料

内 容

4町の介護保険事業特別会計収支状況(14年度決算)

歳入

(単位:千円)

区 分	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
介護保険料	266,396	76,976	94,855	53,346
分担金及び負担金			3,961	
使用料及び手数料	72	2	18	15
国・県支出金	546,803	204,560	221,165	144,553
支払基金交付金	483,059	166,382	191,942	113,196
繰入金	254,732	77,530	97,304	46,932
繰越金	58,330	16,885	9,632	1,238
その他諸収入	245		6	
財政安定化基金貸付金		5,000		
合 計	1,609,637	547,335	618,883	359,280

歳出

(単位:千円)

区 分	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
総務費	45,932	18,245	27,762	5,940
保険給付費	1,427,752	513,050	590,136	342,022
財政安定化基金拠出金	7,729	2,239	2,946	1,734
基金積立金	29,656			7,307
諸支出金	27,001	5,526	3,667	19
合 計	1,538,070	539,060	624,511	357,022
収支差引額	71,567	8,275	-5,628	2,258

説明資料

内 容			
	協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容	
秋 田 県 内 の 合 併 協 議 会 の 事 例	仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	介護保険事業については、合併時に本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるよう構成団体と調整を図る。	確 認
	本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	介護保険事業については、合併時に本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるよう構成団体と調整を図る。	確 認
	千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	介護保険事業については、合併後も現行のとおり大曲仙北広域市町村圏組合で実施する。	確 認
	大曲仙北合併協議会 (大山市)	高齢化社会で増加する介護サービス利用への対応と財政基盤の安定化、認定審査の公正、公平性の確保が求められる介護保険事業は、8市町村とも加入している大曲仙北広域市町村圏組合が運営している。このため、8市町村が合併の前日をもって当該組合を脱退するが、新市において合併の日に当該組合に加入するため、現行のとおり継承していく。 なお、事務受託については合併の日の前日をもって受託に関する規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務受託規約により受託する。	確 認
	田沢湖・角館・西木合併協議会	1．被保険者の資格管理等に係る事務については、3町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする 2．保険給付の内容については、3町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする	確 認

説明資料

内 容		
協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋田県内の合併協議会の事例 湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護認定審査会の設置・運営については、現行のとおり実施できるよう構成団体と調整を図る。 2. 市町村単独給付については、内容に差異があるため、事業の実績及び保険財政の状況を踏まえ、平成 17 年度から制度を再編する。 3. 第 1 号被保険者の保険料については、本来の改定期となる平成 18 年度から統一する。 4. 第 1 号被保険者の保険料の普通徴収の納期については、平成 17 年度から湯沢市の例により統一する。 5. 介護保険事業計画については、新市において、平成 18 年度から 5 年間で期間とする計画を策定する。合併年度及び平成 17 年度においては、現行の計画を運用する。 	確認
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護認定審査会の設置については、引き続き共同処理事務を実施できるよう構成団体と合併時までに調整する。 2. 介護保険料については、平成 17 年度まで現行のとおりとし、平成 18 年度から統一する。 3. 介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画については、新市において策定する。 4. 低所得者利用者負担対策事業については、合併時までに調整する。 5. 介護保険財政安定化基金貸付基金及び拠出金については、新市に引き継ぐものとする。 	確認
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	<p>介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成 16 年度分までに限り、不均一賦課するものとし、平成 17 年度に新たな保険料を設定するため、第 2 期介護保険事業計画の見直しを行う。</p>	確認
横手平鹿合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護認定審査会の設置・運営については、現行のとおり実施できるよう構成団体と調整を図る。 2. 第 1 号被保険者の保険料については、本来の改定期となる平成 18 年度から統一する。 3. 介護保険事業計画については、新市において、平成 18 年度から 5 年間で期間とする計画を策定する。合併年度及び平成 17 年度においては、現行の計画を運用する。 4. 介護保険給付費準備基金については、基金残高を新市に引き継ぐものとする。 	確認

説明資料

内 容			
	協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容	
秋 田 県 内 の 合 併 協 議 会 の 事 例	五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	1. 第3期市町村介護保険事業計画(平成18年度～20年度)については、平成17年度に新町において策定し、平成18年度から運営する。 2. 介護認定審査会については、新たな広域審査会を設置できるよう構成団体と調整を図る。 3. 保険給付の内容については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。 4. 第1号被保険者の保険料については、平成17年度までは現行どおりとし、統一した新たな保険料は次期介護保険事業計画の策定時に算定し、平成18年度から運用する。 5. 第1号被保険者の普通徴収の納期については、平成17年度までは現行どおりとし、平成18年度から五城目町の例により統一する。	確 認
	大館市・田代町合併協議会		